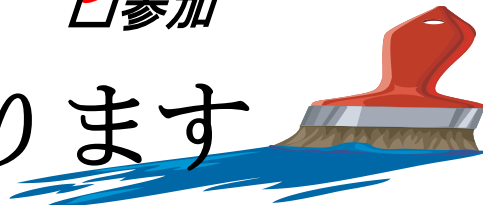


公開

説明

参加

議会が変わります



意見交換会

陳情や政策の提言を委員会等で直接意見を述べることが出来ます。

議会報告会

定例会後に地域にでむいて会議の内容を報告します。町民の意見もしっかり受け止めます。

議員研究会

その年度のタイムリーな話題を町民とともに講師を交えて研修します。

聴く 活動 動く 議会

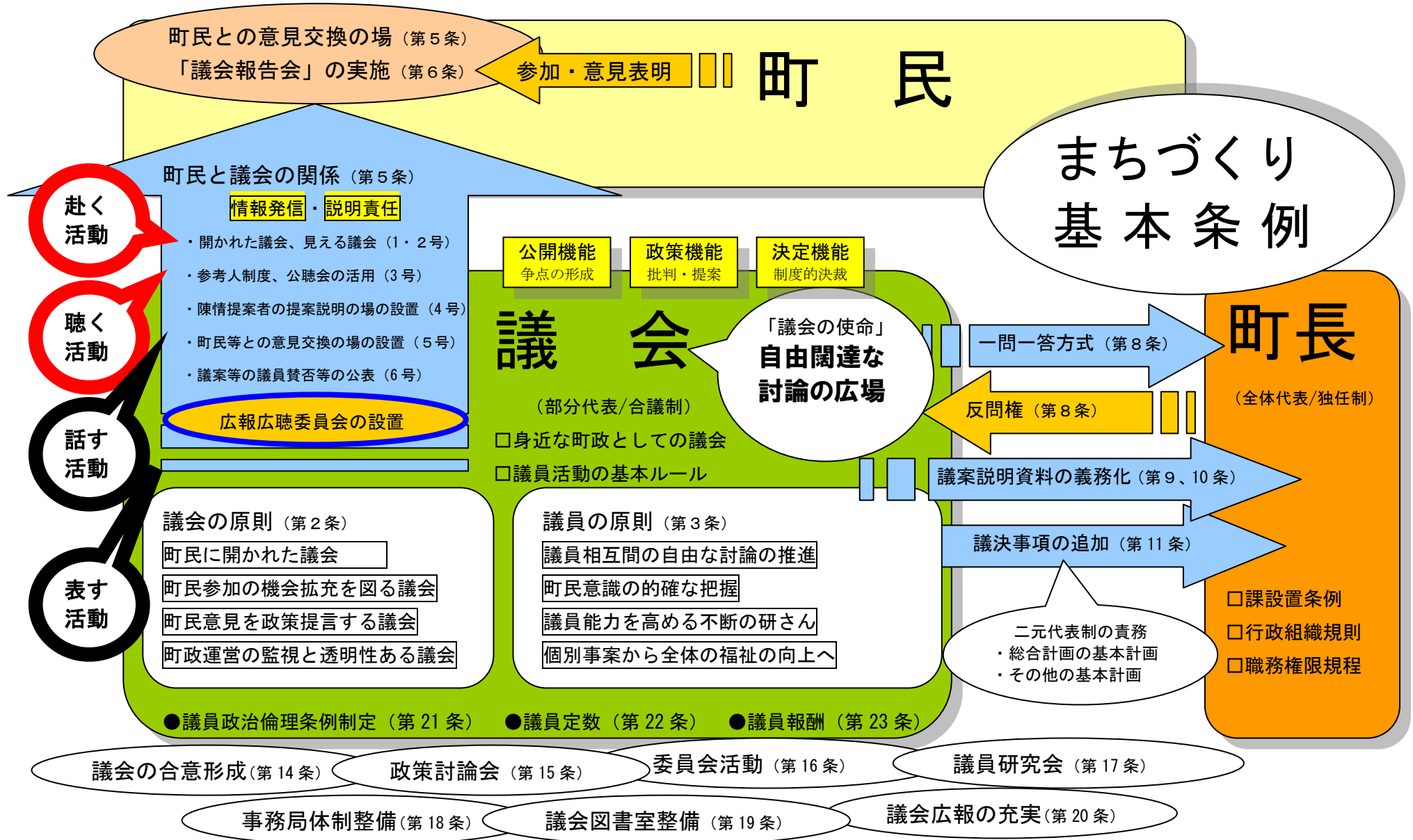
私たち四万十町議会は、この広い新しいまちの議会のあり方について、町民の期待や批判に応えるため、合併後の5年間、議会改革を進めてきました。

その議会活動の中から、取りまとめたのがこの「議会基本条例」です。

3つの約束

1. 議会の活動が見えるよう、「情報公開」を徹底します。
 - 選挙公報発行条例を制定し、候補者の政策を発表します。
 - 議会提出資料を、誰もが自由に閲覧できるようにします。
 - すべての会議を公開し、議員の議案の賛否を公表します。
2. 議員間の議論を活発にし、「説明責任」を果たします。
 - 議会報告会で、会議結果の報告と意見交換を行います。
 - 政策討論会を実施し、議員の政策提案を行ないます。
 - 委員長が委員会活動の報告書をまとめ、説明します。
3. 町民の声が反映できるよう、「参加の場」を設けます。
 - 公聴会や参考人制度を委員会で行ないます。
 - 意見交換の場で町民の意見を聴き政策反映を行ないます。
 - 議員研究会を町民とともに開催します。

四万十町議会基本条例の概念図



■議会の年間スケジュール（政策形成のサイクル）

